

東通村教育振興基本計画

平成27年度～平成29年度

平成27年11月

東通村教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
第2章 教育をめぐる社会変化の動向	2
1 我が国を取り巻く諸情勢の変化	2
(1) 少子化・高齢化による社会の活力の低下	2
(2) 厳しさを増す経済環境と知識基盤社会への移行	2
(3) 雇用環境の変容	3
(4) 社会のつながりの希薄化など	3
(5) 格差の再生産・固定化	3
(6) 地球規模の課題への対応	3
2 東通村の人口・世帯・児童生徒数	4
3 教育をめぐる現状と課題	5
(1) 学校教育に関する状況	5
(2) 生涯学習に関する状況	5
第3章 東通村が目指す教育	6
第4章 施策の方向性と推進	7
1 施策の基本的な考え方	7
2 施策の基本方向と展開	7
3 施策の計画的な推進	7
施策の基本方向Ⅰ 社会を生き抜く力の養成	8
目標1 生きる力の確実な育成	8～9
目標2 生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の習得	10
施策の基本方向Ⅱ 心豊かでたくましい未来を担う人づくり	11
目標1 心豊かでたくましい未来を担う人づくり	11～12
目標2 貴重な文化財の保護・保存	12
目標3 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進	13
施策体系図	14

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

東通村教育委員会は、一貫教育の充実を図り目指す教育の実現に向け、点検及び評価を実施しながら計画的かつ効果的な施策の推進に努めてきたところです。

しかし、我が国における諸情勢の変化は激しく、産業の空洞化や生産年齢人口の減少などによる深刻な課題を抱えた危機的な状況が続く中、東日本大震災が発生し、この状況を更に顕在化させました。

この危機を乗り越えるため、国では、平成25年6月に、「社会を生き抜く力の養成」など、生涯の各段階を貫く四つの教育の基本的方向性を示した第2期教育振興基本計画を策定しました。また、青森県においても、平成25年12月に「青森県基本計画未来を変える挑戦」を策定し、その教育関連部分を青森県教育振興基本計画に位置づけ、青森県及び青森県教育委員会が一体となった政策・施策を進めることとしました。

このような国及び青森県の動きを受け、東通村教育委員会としては、時代に即した多様性を尊重した教育を更に充実させるため、これまでの計画における取組の成果や課題を検証するとともに、一人一人の主体的な学びに重点を置き、新しい取組への一歩を踏み出せるよう「東通村教育振興基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、教育基本法第17条第2項に規定される、地方公共団体が策定する教育振興のための施策に関する基本的な計画で、東通村の教育が目指す基本的な方向や具体的な施策・取組を、総合的かつ体系的に示した中期的な計画となっています。

3 計画期間

計画期間は、国の教育振興基本計画との整合性を考慮し、平成27年度を始期、平成29年度を終期とする3ヶ年間とします。

なお、計画期間中であっても、法改正及び村の上位計画の改編、また、様々な社会情勢の変化により新たに対応すべき教育課題等が生じた場合は、適宜、見直しを行っていくこととします。

第2章 教育をめぐる社会変化の動向

1 我が国を取り巻く諸情勢の変化

(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定 国における第 2 期教育振興基本計画を参考)

世界は、グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、変化が激しく先行きが不透明な社会に移行しており、我が国においても、以下に述べるような様々な危機に直面しています。

これらの状況を打開するため、社会の各分野においては早急な対応が求められるとともに、国民一人一人には、自分自身の問題として捉え、自ら情報を集め、理解し、行動に結び付けることが期待されています。

(1) 少子化・高齢化による社会の活力の低下

我が国の人口は、2060 年には 2010 年比約 3 割減の約 9 千万人まで減少し、そのうちの約 4 割が 65 歳以上の高齢者となることが予想されています。

このような急激な少子化・高齢化の進展により、生産年齢（15～64 歳）人口の減少、経済規模の縮小、税収の減少、社会保障費の拡大などが懸念され、これらに係る負担をどのようにするか、いかにして持続可能で活力ある社会を構築するかということが課題となっています。

人口減少社会の到来は、これまでの物質的な豊かさを前提にしてきた社会の在り方、人の生き方に大きな問いを投げ掛けています。

(2) 厳しさを増す経済環境と知識基盤社会への移行

新興国の台頭による国際競争の激化、生産拠点の海外移転による産業空洞化など、我が国を取り巻く経済環境は厳しさを増しており、我が国の国際的な存在感の低下が懸念されています。

また、情報通信技術の発展等により、世界的に、資源を加工し物を生産することが中心の社会から、人が知識や情報を活用し新たな価値を生み出す社会へと移行しています。

こうした知識基盤社会において、天然資源の乏しい我が国は、社会のあらゆる領域での活動の基盤として、幅広く新しい知識・情報・技術の獲得と柔軟な思考力・創造性に基づく判断が一層重要となってきます。

(3) 雇用環境の変容

サービス産業の拡大、国籍を問わない人材採用、成果・能力重視の賃金制度の導入など、かつてのような終身雇用・年功序列といった一律横並びの雇用慣行が変容しつつあり、従来の企業内教育による人材育成機能の低下が懸念されます。

また、経済効率最優先の風潮や就職ミスマッチなどの問題を背景として、若年者の失業率・非正規雇用の割合が増加するなど、雇用情勢は厳しさを増しています。

(4) 社会のつながりの希薄化など

都市化・過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などにより、特に都市部を中心に、地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下や、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。

これにより、人々の孤立化が懸念されるとともに、我が国において培われてきた文化・規範の次世代への継承が困難となるおそれがあります。

子どもは安定した信頼関係のある大人や地域の中で、社会のルールを身に付け成長していきますが、こうした大人や社会のつながりの希薄化が、規範意識の低下といった教育上の問題の一因ともなっています。

(5) 格差の再生産・固定化

国民生活上、個人の努力などによる格差が一定程度生じることは許容されるべきではありますが、能力を発揮する機会は、経済的・社会的な事情にかかわらず等しく享受されなければなりません。しかしながら、地方の衰退・疲弊など地域間の格差、世代間・世代内の社会的・経済的格差、さらには希望の格差の一層の進行が指摘されており、教育やその後の就業の状況などとあいまって、格差の再生産・固定化が進行し、これが社会の活力低下や不安定化につながることを懸念されています。

(6) 地球規模の課題への対応

現在、世界は、環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な問題に直面しています。これらは正に地球規模の課題であり、かつてのような物質的な豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて人類全体で取り組んでいくことが求められています。

2 東通村の人口・世帯・児童生徒数

■ 東通村の人口推計の状況

東通村の人口は、昭和35年の12,449人（国勢調査より）を境に減少に転じ、以後、減少が更に拡大し続けております。

年齢階層別人口の構成比では、年少（0～14歳）人口比率と生産年齢（15～64歳）人口比率は低下する一方、高齢者（65歳～）人口比率は上昇を続けています。今後もその傾向は続く見込みとなっております。

■ 東通村の世帯推計の状況

人口の減少と65歳以上高齢者を含めた単身世帯の増加、核家族化の進行に伴い1世帯あたりの人口（世帯人員）は、減少していますが世帯数は増加傾向にあります。

単身世帯・核家族化の傾向が続くことにより、地域内の交流や世代間交流の機会、関係性の希薄化などが懸念されています。

■ 東通村の児童生徒数推計の状況

児童生徒数は、昭和45年度は2,709人（小学生1,701人、中学生1,008人）でしたが、以後減少し続け、平成27年度は、477人（小学生299人、中学生178人）となりました。

近年の出生数は、40人程度で横ばいになっておりますが、児童生徒数の減少傾向は続くものとなる見込まれています。

3 教育をめぐる現状と課題

(1) 学校教育に関する状況

急速かつ激しい変化が進行する現代の社会で情報通信技術の進展に伴い、若者を中心に人々のコミュニケーションの在り方が大きく変化しています。

教育に求められているのは、子どもたちに、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」をはぐくむことでもあります。

地域や社会との関係が希薄する中で、触れ合う機会や様々な体験をする機会が少なくなっています。その結果、子ども自身の生活意識にも影響を与え、生命の軽視や自己中心的な価値観、自制心や規範意識の低下、生活や社会的自立の遅れなど、子ども的人格形成における様々な課題が指摘されています。

これからの社会においては、主体的・積極的に考え、総合化して判断し、表現し、行動できる力を備えた自立した社会人を育成することがますます重要となることを踏まえれば、基礎的・基本的な知識・技能を徹底して身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」を育成し、「生きる力」をはぐくむという基本的な考え方の継続が必要です。

(2) 生涯学習に関する状況

少子・高齢化、高度情報化の急速な進展などにより、社会全般の状況は大きく変化し、自らの人生を豊かに生きるため、また、学び直しや知識等のスキルアップのために多様な学習機会が求められています。

確実に超高齢社会が到来することから、高齢者が生き生きと学習や社会活動に参加できるような環境づくりを進めることが差し迫った課題となっています。

また、家庭を取り巻く社会環境の変化のなかで、児童虐待や育児放棄の増加、問題行動の低年齢化、いじめ、不登校、ひきこもりなど、青少年をめぐる問題は深刻度を深めています。こうした状況の背景には、社会構造の変化のほか、家庭の教育力の低下とともに「地域の教育力」の低下が大きく関係していると考えられます。

ひとりひとりの人間として自立して歩めるよう、学校や家庭だけでなく、地域社会のなかでの「居場所」づくりや体験学習の機会、世代間の交流等による「地域の教育力」の向上がますます必要となってきています。

第3章 東通村が目指す教育

東通村教育委員会は、美しい自然と郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、健康で、創造性に富み、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを「教育の目的」とします。

「教育の目的」を実現するため、

- 個を生かし生きる力と夢をはぐくむ保幼小中一貫教育
- 地域社会全体で支え合う子ども・子育て支援の充実
- 基本的な生活習慣や望ましい食習慣を身に付ける健康教育
- 学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育
- 次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用
- 活力ある心身をはぐくみ交流を深めるスポーツ

を「教育の目標」とし、家庭、幼保連携型認定こども園、学校、地域との連携を深めて推進します。

第4章 施策の方向性と推進

1 施策の基本的な考え方

東通村の教育施策を総合的かつ体系的に推進し実現するために、多様な価値観をもつ人々のつながりや、学校、家庭、地域などが共通理解のもとで連携・協働し、各施策の取組全般にわたり重視して取り組むことが必要です。

2 施策の基本方向と展開

施策の基本的な考え方を踏まえ、目指す姿の実現に向けて実施する施策の方向性を明らかにするため二つの基本方向を定めるとともに、それぞれの基本方向を具体化するための目標を掲げ、計画的に施策を展開します。

3 施策の計画的な推進

東通村を取り巻く環境も幾多の事由により更に厳しい状況が続くものと見込まれます。

このような状況下にあって、投入可能な限られた資源（人材、財源、情報など）を有効に活用する観点から、施策・事業内容・手法の見直しや再構築を行うとともに、重点的に取り組むべき施策の選択と集中化を図ります。

教育委員会は、教育行政に携わる全ての関係者が連携・協働して教育施策に取組めるよう総合調整に努めます。

本計画を効果的かつ着実に推進するため、東通村における教育の実態を把握し、立案した計画に沿って施策を実施するとともに、定期的な事業の自己点検とその結果に基づく成果や課題を評価・点検し、施策に反映させる「APDCAサイクル」の考え方に基づき、継続的に見直しを実施し持続性のある計画の推進を図っていきます。

施策の基本方向Ⅰ

社会を生き抜く力の養成

グローバル化や情報化の進展などにより予想を超えたスピードで変化し多様化が一層進む社会を生き抜くためには、これまでの大量生産・流通・消費などのニーズに対応し与えられた情報を短期間に理解、再生、反復する力だけではなく、個人や社会の多様性を尊重しつつ、幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて新しい価値を創造したり、他者と協働したりする能力等が求められます。

目標 1 生きる力の確実な育成

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、「生きる力」を一人一人に確実に身に付けさせることにより、社会的自立の基礎を培います。また、一人一人の適性、進路等に応じて、その能力を最大限伸ばし、社会及び社会の形成者として必要な資質を養います。

■ 施策 1 確かな学力の向上

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせるため、「教育環境デザインひがしどおり21」の提言を受け策定した「東通村幼小中一貫教育基本計画」が示す基本的な考え方にに基づき、教育内容・方法の一層の充実を図ります。その際、特に、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視します。

このため、グループ学習やICTの活用等による協働型・双方向型の授業への革新、学校と家庭・地域との連携の推進を図りつつ、新学習指導要領を着実に実施します。小中学校における地域の実情や生徒の実態を踏まえた育成すべき資質・能力に応じたきめ細かい施策を講じます。

■ 施策 2 豊かな心の育成

子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、公共の精神、主体的に判断し、適切に行動する力などを育むため、道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活動や読書活動、生徒指導、青少年を取り巻く有害情報対策等の充実を図ります。

文化芸術は、子どもたちの情感豊かな心をはぐくみ、一人一人の特性や能力を調和的に発展させ、人格を完成させていくために極めて重要なものです。学校において、優れた文化芸術に触れ、親しむ機会を拡充し豊かな感性を育成する文化芸術活動の活性化に努めます。

■ 施策3 健やかな体の育成

学校保健，学校給食，食育の充実により，現代的な健康課題等に対応し，子どもの心身の健康の保持増進を図ります。さらに，子どもの安全・安心を確保するため，防災教育を含む学校の安全に関する教育を推進します。

■ 施策4 教員の資質能力の向上

質の高い学習を実現するため必要な教員の資質能力を総合的に向上させることが必要です。

課題探究型の学習，協働的な学びなど，新たな学びを展開するための教員の実践的指導力，高度な専門的知識や地域と連携・協働する力などを向上させるため，教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援するための仕組みを構築します。

■ 施策5 幼児教育の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ，幼保連携型認定こども園における幼児教育の充実を図るとともに，子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度の構築により，質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するための更なる条件整備を図り，子育て支援活動・預かり保育の充実を図ります。

■ 施策6 特別なニーズに対応した教育の推進

障害のある者がその年齢及び能力に応じ，かつ，その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため，可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に学ぶことができるよう配慮しつつ，教育内容・方法の改善充実などを図ります。高等教育段階においても，意欲・能力ある障害者の教育機会の確保に向けた支援を推進します。

■ 施策7 幼小中における継続的な検証改善サイクルの確立

確かな学力の向上への取り組みをより実効あるものとする観点から，全ての児童生徒を対象とする学力・学習状況調査の結果等に基づく教育施策や教育指導の充実・改善を行う継続的な検証改善サイクルを幼児教育及び義務教育段階において確立します。

目標2 生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得

社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力を、生涯を通じて身に付けられるようにするため、個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用されるように取組みます。

■ 施策1 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けられるように取組みます。

このため、現代的・社会的な課題に対応した学習や、様々な体験活動及び読書活動が主体的な実践につながるよう、小中学校の図書館や各集落の集会施設等社会教育施設による提供のみならず、一般行政や民間企業等の多様な提供主体とも連携して推進します。

■ 施策2 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等

社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、労働の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践的で専門性の高い知識・技能を、生涯を通じて身に付けられるようにします。

このため、キャリア教育の充実や、インターンシップの実施状況の改善、就職ミスマッチの改善に向けた教育・雇用の連携方策の強化を図ります。

■ 施策3 学校・家庭・地域の協働

地域全体の教育力は、地域における学習活動に関わっている学校・家庭・地域住民や地域にある企業・団体がもつ教育力と、それらが連携・協力することにより生まれる教育力の総和であります。

家庭教育は、全ての教育の原点であり、子どもの基本的な生活習慣、倫理観、自立心等を身に付ける基盤となるものであります。

少子化、核家族化、一人親家庭の増加等の家族形態の変化は、東通村においても例外ではなく、家庭の教育力の低下が指摘されています。

子どもたちの「生きる力」を育てるためには、学校・家庭・地域が現状を的確に捉え、それぞれの役割の重要性を認識し、相互に連携協力しながら社会全体で取り組むことが必要であり、地域全体の教育力を高めていかなければなりません。

施策の基本方向Ⅱ

心豊かでたくましい未来を担う人づくり

近年の高度情報社会はICT（情報通信技術）の発達を促し、世界中から多種多様な大量の情報を集め、数多くの人々とのコミュニケーションをとることが容易になりました。

これらの情報発信機能は、人々の社会参加と生涯学習の機会を生み出す可能性を開き新しい学習方法を生み出しています。

生涯教育の考え方も、学ぶ側から主体的にとらえる「生涯学習」へと移ってきました。また単に学ぶだけでなく、学んだことを社会に活かし、まちづくりに結びついた取組みも数多く見られるようになってきました。

広義の社会教育として、誰しものが地域社会のなかの役割を自覚し、地域のなかで主体的に学び、その成果を新たな地域づくりに生かすことが求められています。

目標1 豊かで住みよい地域社会の形成

子どもから高齢者まで、世代や男女を問わず、地域社会の交流の中でだれもが豊かにふれあい、支えあい、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成するため、学びを活かしつながりを創りだす社会教育の推進に努めます。

■ 施策1 社会教育推進のための基盤整備

社会教育法第3条では、社会教育行政の役割は「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成する」と規定しています。学習のための環境が整えられることにより、住民は自らの力で人間らしい豊かな生活を切り開いていくことができるということを意味しています。

社会教育行政は社会の急激な変化に対応するため、生活課題や地域課題などに関する学習機会の提供、生涯学習を支える推進体制づくり、学習事業の連絡調整のためのネットワークづくり、学習相談体制の整備などその役割は年々重要さを増してきています。

今後の社会教育行政は、人々が抱える様々な課題や地域に関する諸問題を明らかにし、学び合い、村民参加のもとで活力ある地域づくりにつながる具体的な施策・事業を着実に実施することにあります。

■ 施策2 生涯学習活動の充実

青少年を取り巻く社会状況が様々な問題を抱えるなか、地域に根ざした文化を見直そうという動きが注目され、地域文化を学ぶことが、地域の活性化のみならず、青少年の健全育成に役立つと考えられています。

この豊かなふるさとをよく知るにより、村民に誇りと愛着が生まれ、地域の元気と魅力を育てます。このように地域文化を活用した学習活動は、東通村の将来を担う子どもたちを育てる環境づくりにも密接に関わることから、地域一体となって、自然・歴史・文化に関する学習機会の充実に取り組んでいきます。

目標2 貴重な文化財の保護・保存

東通村には、各地域で大切に守り伝えられてきた貴重な有形・無形の文化財が数多く残っています。これらは、人々の大切な財産であり、地域の歴史や文化を理解するために欠くことのできないものであるとともに、将来の東通村の文化を創っていくため重要なものです。

そして未来の文化の創造・発展の基礎となるものであることから、自然・歴史・文化など貴重な文化財の保護・保存に努めます。

■ 施策1 地域に根差した文化財の伝承と活用

文化財についての村民の理解を深め、愛護意識を育てるとともに、地域と連携しながら文化財を守り伝えていきます。特に次代を担う子どもが文化財や伝統文化に対する理解を深め、親しめるための環境の醸成が望まれます。

そのためにも文化財のデータベース化や映像資料のデジタル化推進、ホームページの充実による分かりやすい情報を村内外に発信し、パンフレット刊行や広報活動、歴史民俗資料館の一般開放等、村内外への情報発信に努めます。

■ 施策2 文化財の調査研究と保存管理

指定文化財は学術的な調査と継続的な研究を行い、その成果は歴史民俗資料館の展示など普及活動に還元します。そして保存管理のため歴史民俗資料館の適切な管理運営が必要となります。また現在未指定の文化財は、文化財の現状を把握し、保護が必要なものや緊急を要するものなのか調査を行い、必要に応じて文化財指定などの保護措置を講じ適切な整備を図ります。

文化財の保存修理（整備）が必要な場合は、文化財の価値を損なうことなく損傷箇所などの修理（整備）を行う必要があることから、詳細な調査を行うと同時に、文化財の価値の所在を明らかにし、文献などに基づいた適切な修理（整備）による文化財の価値の維持を図りつつ、計画的に実施します。

目標3 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進

スポーツは、青少年の健全な育成や体力の向上、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠であります。

働き盛り・子育て世代がスポーツに取り組めるよう「親子参加」の機会拡充、誰でも気軽に取り組むことができるニュースポーツの推進、トップチームやトップアスリートの技術等を活かしたイベント・教室等の開催を支援し、子どもから高齢者まで、生涯にわたり、自らの年齢、関心、適性等に応じて、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することにより、明るく健康で心豊かな村民生活の形成及び活力ある地域社会の実現を目指し、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

■ 施策1 生涯スポーツの振興

少子高齢化の進展や余暇時間の増大、生活の利便化等、社会環境が変化する中、青少年も含めて誰もが生涯の各時期にわたり、いつでもどこでもスポーツに親しむことのできる「生涯スポーツ社会」の実現に努めます。

■ 施策2 基礎体力の充実

子どもの体力は、長期的に低下傾向にあるとともに、体力が高い子どもと低い子どもの格差が広がっていると言われてしています。

その原因として、外遊びやスポーツの重要性の軽視など生活の利便化等の生活環境の変化、睡眠や食生活等の子どもの生活習慣の乱れといった様々な要因が絡み合い、結果として子どもが体を動かす機会が減少しているという点が指摘されています。

子どもの体力の低下は、将来的に村民全体の体力の低下につながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下など健康に不安を抱える人々が増え、ひいては村全体の活力が失われる事態が危惧されます。

このような状況を改善するため、子どもの体力の向上は重要であり、教員の指導力の向上や子どもが体を動かしたくなる場の充実を図るとともに、学校体育の充実を図ります。

家庭、学校、地域が連携して、子どもが積極的に外遊びやスポーツに親しむ習慣や意欲を培うことにより、子どもの体力の低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転ずることを目指します。

施策体系図

